

備考 氏名欄には、選挙長が認定した通称があるときは、その通称を記載してください。

見本

選挙公報掲載文原稿用紙

候補者氏名	選挙太郎
連絡場所	横浜市中区日本大通1 電話(045)210-1111
連絡者氏名	ふりかなこうしょくひろう 公職次郎



◇ 日本国憲法

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたくつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている國際社会において、名譽ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道德の法則は、普遍的なものであり、この法則に従つことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

公職選挙党
選挙太郎
四十歳

(※印欄は記入しないでください。)

受付日時	受付番号	受付者氏名
* 年月日 午前後 時分	*	*

神奈川県選挙管理委員会

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045(210)1111(代表)